

北朝鮮船籍タンカー「AN SAN 1号」と船籍不明の船舶による 洋上での物資の積替えの疑い（平成30年6月29日）

1. 事案の概要

平成30年6月29日（金）昼、北朝鮮船籍タンカー「AN SAN 1号」（IMO 番号：7303803）と船籍不明の船舶が東シナ海の公海上（上海の南南東約350kmの沖合）で接舷（横付け）していることを海上自衛隊第14護衛隊所属「せんだい」（舞鶴）が確認しました。

両船舶は、接舷（横付け）した上で蛇管（ホース）を接続していたことから、何らかの作業に従事していた可能性があり、政府として総合的に判断した結果、国連安保理決議で禁止されている「瀬取り」を実施していたことが強く疑われます。

なお、北朝鮮船籍タンカー「AN SAN 1号」は、平成30年3月に国連安保理北朝鮮制裁委員会から資産凍結・入港禁止の対象に指定された船舶ですが、政府として総合的に判断した結果、船名を「HOPE SEA号」に偽装していることを確認しており、制裁逃れを図っていることが強く疑われます。



（写真①－1：接舷して蛇管を接続している北朝鮮船籍タンカー「AN SAN 1号」と船籍不明の船舶。6月29日11時15分頃撮影）



(写真①-2 : 接舷して蛇管を接続している北朝鮮船籍タンカー「AN SAN 1号」と船籍不明の船舶。6月29日11時20分頃撮影)



(写真② : 船籍不明の船舶。6月29日14時15分頃撮影)



(写真③-1 : 「AN SAN 1号」。6月29日14時15分頃撮影)



(写真③-2 : 「AN SAN 1号」の船尾部分。6月29日11時20分頃撮影)

2. 我が国としての対応

我が国としては、本事案について、国連安保理北朝鮮制裁委員会に通報するとともに、関係国と情報共有を行っています。